

第9回

第10回

上越地域合併協議会の概要

第9回上越地域合併協議会

第9回協議会では、前回の協議会で提案された「各種事務事業の取扱い（その8）」と「各種事務事業の取扱い（その9）」が決定されました。

このほか、「地域審議会及び地域自治組織（仮称）の取扱いに関する小委員会」、「新市の施策及び事業に関する小委員会」、「自治基本条例に関する小委員会」から、審議結果が報告されました。

また、次回の協議会への提案事項として、「財産の取扱い」など6つの事項が提案されました。

第10回上越地域合併協議会

第10回協議会では、前回の協議会からの提案と小委員会の報告を受け、「財産の取扱い」、「本庁及び支所の行政組織の取扱い」、「地域審議会及び地域自治組織（仮称）の取扱い」、「公社、第三セクター等の取扱い」、「町名・字名の取扱い」、「各種事務事業の取扱い（その10）」、「各事務事業の取扱い（その11）」、「新市の施策及び事業」、「財政計画」、「新市建設計画（案）」、「自治基本条例」が決定されました。

また、「新市の名称に関する小委員会」から、審議結果が報告されました。

小委員会の審議状況と協議会への報告

議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会

- ・【会議日程】 第5回 3月30日
- ・【第5回の審議状況】

これまでの審議で「特例を採用する」ことと、「採用する特例は定数特例とする」ことで意見が集約される中、第5回の会議では、前回、上越市から提案された「特例は1回（3年3か月）」で整理した上で、特例後の経過措置として、合併後最初の一般選挙については、定数を法定数の上限の38人とし、ブロックによる選挙区を設ける方式も含め、幅を持たせて検討する」という考え方について、各市町村に持ち帰り、再協議した結果を基に審議が行われました。

しかし、意見の集約には至らなかったことから、今後の取扱いについて委員長が会長と相談し、方向性が定まった段階で再度審議することになりました。

地域審議会及び地域自治組織（仮称）の取扱いに関する小委員会

- ・【会議日程】 第6回 3月30日
- ・【第6回の審議状況と協議会への報告】

この小委員会では、「地域協議会」や「地域自治組織（仮称）」について審議を進め、これまでに、合併後、旧町村ごとに住民の意見を施策に反映させるために「地域協議会」を置くことや、「地域自治組織（仮称）」については、地方自治法の改正等を見越し、廃置分合の申請の議決後に検討するという意見がまとまっていました。

第6回の会議では、これまでの会議で結論に達していなかった「地域協議会」の委員の選出方法について、引き続き様々な観点から審議した結果、原案どおりその協議会の区域で選挙された者を市長が選任することで意見がまとまり、小委員会としての審議を終えました。この審議結果は第9回協議会で報告され、協議の結果、小委員会報告の内容のとおり決定されました。

新市の施策及び事業に関する小委員会

- ・【会議日程】 第5回 3月26日 第6回 3月30日
- ・【第5回、第6回審議状況と協議会への報告】

合併後のまちづくり計画である「新市建設計画」に登載する事業について審議するこの小委員会では、市全体で優先的に取り組む事業である「共通事業」の選定が懸案事項となっていました。第5回の会議では、合併することにより新たに整備が必要となる事業を中心に検討し、選定した事務局案について、おおむねの了承が得られ、次回に提案される「地域事業」とあわせて審議することとされました。また、「公営企業会計事業」及び「県事業」が提案されました。

第6回の会議では、「新市建設計画」に登載する「共通事業」、「地域事業」、「公営企業会計事業」、「県事業」の4つの事業すべてについて決定し、小委員会としての審議を終えました。この審議結果は第9回協議会で報告され、協議の結果、小委員会報告の内容のとおり「新市の施策及び事業」が決定し、「新市建設計画（案）」に盛り込まれました。

新市の名称に関する小委員会

- ・【会議日程】 第5回 3月26日 第6回 4月12日
- ・【第5回、第6回の審議状況と協議会への報告】

この小委員会では、上越市が最終的に市の名称を判断するということを踏まえ、これまで幅広い議論を行ってきました。第5回と第6回の会議では、今までの議論を基に、市の名称のみならず、市の名称を考え判断するための手法、合併に向けての相互理解や一体感の形成など、議論を通じて得られた内容を確認し合い、それぞれの共通認識や意見を取りまとめることで小委員会としての審議を終えました。この審議結果については第10回協議会で報告されました。

自治基本条例に関する小委員会

- ・【会議日程】 第6回 3月26日
- ・【第6回の審議状況と協議会への提案】

この委員会では、自治体の憲法とも言うべき「自治基本条例」について議論が進められ、これまでの会議では、「条例は多くの住民の意見を反映させてつくることが重要」、「住民にとって分かりやすく」など活発な議論が行われてきました。

このような議論を通じて、協議会に報告する内容がほぼ固まる中、第6回の会議では、前回までの経過を踏まえ、条例の目的、構成、制定の在り方について最終的に確認され、「今後、上越市が自治基本条例を制定するに当たっては、小委員会における議論が尊重されるよう、上越市に要望することを提案する。」として、小委員会としての審議を終えました。この審議結果は第9回協議会で報告され、協議の結果、小委員会報告の内容のとおり協議会として上越市へ提案することに決定されました。

第9回協議会での決定事項

○各種事務事業の取扱い（その8）

別冊「事務事業一覧（その8）」1ページの9件の事務事業については、合併時から上越市の制度に統一する。

別冊「事務事業一覧（その8）」2ページの1件の事務事業については、合併後、段階的に上越市の制度に統一する。

別冊「事務事業一覧（その8）」3ページの1件の事務事業については、合併後、段階的に新制度、新基準を適用する。

※「別冊」の内容は、8～14ページに掲載

○各種事務事業の取扱い（その9）

別冊「各種事務事業の取扱い（その9）」のとおりとする。

第10回協議会での決定事項

○財産の取扱い

各町村の所有する財産は、すべて上越市に引き継ぐこととする。

○本庁及び支所の行政組織の取扱い

1 本庁

- (1) 本庁は、市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務及び現在の上越市の区域に関する事務を所掌する。
- (2) 本庁の組織は、部制とする。

2 支所

- (1) 現在の各町村の区域を所管区域として支所を設置し、市民の利便性を確保するため行う事務及び所管区域の実情に応じて行う事務を分掌させる。
- (2) 支所の所掌する事務を処理するため、支所に支所長を置く。
- (3) 支所の組織は、各町村の現行の組織を参考としたグループ制とする。

○地域審議会及び地域自治組織（仮称）の取扱い

1 地域協議会

- (1) 市内の一定の区域に係る施策にその区域の住民の意見を反映させるため、地方自治法に基づく市長の附属機関として地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。
- (2) 協議会は、現在の各町村の区域ごとに置く。
- (3) 各区域に置く協議会の名称は、合併前に各町村が案を作成する。
- (4) 協議会は、住民に基盤を置く機関として、住民の主体的な参加を求めつつ、多様な意見の調整を行い、協働の活動の要となる。また、市長の諮問に応じ、次の事項等を調査審議し、答申する。さらに、これらの事項等に関し市長及び当該区域を所管する支所長に自主的に意見を述べることができる。
 - 当該区域において行われる施策（予算措置を伴うものを含む。）の策定及び実施に関すること
 - 当該区域における重要な施設の設置及び廃止等に関すること
 - 新市建設計画の当該区域に係る変更及び実施に関すること

- (5) 協議会は、委員をもって組織する。委員は、その協議会の区域において選挙された者を市長が選任する。なお、選挙された者の数が定数に満たない場合においては、市長が必要に応じて選任する。
- (6) 協議会の委員の定数は、現在の議員定数を目安におおむね10人以上25人以下の範囲内で、合併前に各町村が案を作成する。
- (7) 協議会の会議は、必要に応じて開催する。

2 地域自治組織（仮称）

地域自治組織（仮称）については、法律の改正等があった場合には、廃置分合の申請の議決後に、改正等の内容を考慮して検討する。

○公社、第三セクター等の取扱い

各町村の公社、第三セクター等は、上越市が引き継ぐこととする。

なお、合併後、毎年度経営状況等を点検し、健全化に向けて見直しを行うこととする。

○町名・字名の取扱い

町名・字名は、原則として現行どおりとする。

ただし、同一の町名・字名については、関係する市町村間の協議により調整することとする。また、各町村の町名・字名に現在の町村名を付することや、字名の「大字」を削除すること等については、各町村の意向を尊重し調整することとする。

その上で、新潟県議会の廃置分合の議決（合併の決定）までに決定し、総務大臣の告示の後に上越市議会において議決することとする。

○各種事務事業の取扱い（その10）

別冊「事務事業一覧（その10）」1ページの7件の事務事業については、合併時から上越市の制度に統一する。

別冊「事務事業一覧（その10）」2ページの3件の事務事業については、合併後、段階的に上越市の制度に統一する。

別冊「事務事業一覧（その10）」3ページの1件の事務事業については、合併後、段階的に新制度、新基準を適用する。

○各種事務事業の取扱い（その11）

別冊「各種事務事業の取扱い（その11）」のとおりとする。

○新市の施策及び事業

○財政計画

○新市建設計画（案）

※「新市建設計画（案）」については、県との協議を経て、協議会で「新市建設計画」として正式に決定します。

現段階の「新市建設計画（案）」については、各市町村の市町村合併担当課または協議会事務局でご覧になれます。また、お問い合わせをいただければお送りします。

○自治基本条例

上越地域合併協議会は、上越市にふさわしい自治基本条例の制定について下記のとおり議論した。

上越地域合併協議会としては、今後、上越市が自治基本条例を制定するに当たっては、上越地域合併協議会における議論が尊重されるよう、上越市に提案する。

記

1 自治基本条例の制定の目的について

- 合併後の新しい上越市において、「豊かさ、安らぎ、快適な生活を市民が支えあう自主自立のまちづくり」という基本理念のもとでまちづくりを進めていくためには、今後の上越市における自治の在り方について、市民が認識を共有していくことが極めて重要である。
- このため、上越市においては、市民の権利と義務など、上越市の自治に関する基本的な事項を分かりやすく総括的に定めることを目的として、自治基本条例を合併後速やかに制定する必要がある。

2 自治基本条例の構成について

- 自治基本条例は、上越市の憲法に当たるものとして、自治に関する基本的な事項を定めることとし、具体的な制度は個別条例にゆだねることが適当である。なお、自治基本条例の制定の際に、個別条例について、自治基本条例との整合を図ることが望ましい。
- 自治基本条例は、以下の内容とすることが適当である。
 - ・自治の理念
 - ・市民の権利と義務、議会の責務、行政の責務
 - ・住民自治を保障する制度の根拠となる規定

3 自治基本条例の制定の在り方について

- 合併後の新しい上越市の自治の在り方については、できるだけ早く市民が認識を共有することが重要である。
- 一方、自治基本条例には、多くの市民の意見を反映させることが必要であり、十分な時間をとって検討を進めることが望ましい。
- このため、上越市においては、多くの市民の参画のもと、自治基本条例の検討に早期に着手するとともに、廃置分合の申請の議決後には、上越市の市民だけでなく合併関係町村の住民が検討に参画することが望まれる。

第10回協議会での報告事項

○新市の名称

新市の名称に関する小委員会は、協議会から示された論点の整理の内容にしたがい、合併に合わせて上越市の名称を変更する場合は、上越市が最終的な判断を行うことが前提となることを確認の上、市の名称についての議論を行った。

議論の結果、共有することとなった共通認識や発言された意見を取りまとめ、以下のとおり報告を行う。

1. 市の名称について

○共通認識

- ・上越市の名称は「上越後」という歴史的由来からきている。

○意見…上越市の名称を変更するかどうかについては、意見の相違があった。

その内容は次のとおりである。

（「変えない」とする意見）

- ・上越市となってから約35年間の経過したことの重みを考慮し、変えるべきでない。
- ・歴史的な由来を尊重し変えるべきでない。
- ・名称の由来が違うJR上越線沿線（上州・越後）と一緒に議論するのはおかしいので、変えるべきではない。
- ・編入合併では市名変更の事例がほとんどないことから、変えるべきでない。

（「変える」とする意見）

- ・歴史的由来が違うが、JR上越線沿線とは「響き」の面で混同されやすく、「ネームバリュー」も弱いことから変えるべきである。
- ・合併するのであるから、新しくスタートするという観点と編入であっても気持ちは対等（新設）との観点から変えるべきである。
- ・名称を変えることにより、市民の一体感の形成につながるため、変えるべきである。
- ・合併後に名称を変えることとなった場合、住民の経済的負担が増すことから、合併時に変えるべきである。
- ・将来を見据えた名称とするため、変えるべきである。

2. 市の名称を考え、判断するための手法について

○共通認識

- ・考えられる手法としては、シンポジウム、アンケート、学識者の意見聴取などがある。

○意見…アンケートについては次のとおり意見の相違があった。なお、アンケートの実施を望む意見が多かった。

（「実施してほしい」とする意見）

- ・アンケートは新しいまちの一体感を生み出すための良い手法であり、14市町村一斉で実施してほしい。

（「慎重」を求める意見）

- ・この時期に全体を網羅してアンケートをとることはなじまず、アンケートを一つの集約とすることはできかねる。

3. まとめ

新市の名称に関する議論を通じて、以下の共通認識を確認した。

- ・この14市町村の合併は、自治体数・面積ともに規模が大きなものとなるため、相互の理解と尊重が不可欠である。
- ・21万の新市民がともに手を携えて新しいまちをつくっていくためには、市民の一体感の形成が重要である。
- ・市の名称を変えるかどうかの議論の過程も相互の理解を深める意味において重要である。